

# 令和元年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年2月25日（火曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 18名  
1番・宿谷 昌一      2番・鷺尾 勲      3番・川上 和幸      4番・山口 喜松  
5番・一宮 敏昭      6番・鹿野 直子      7番・松木 一幸      8番・笹田 文彦  
9番・清水 利秋      10番・高倉 伸淳      12番・滝川 岳雪      13番・宮嶋 睦子  
14番・平 克洋      15番・吉田 清      16番・波能 隆      17番・柿木 和恵  
18番・鈴木 剛      19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 11番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 津村事務局長      大谷農地係長      長根農地係主任  
荒農地係主任      武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 6番・鹿野 直子      7番・松木 一幸
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
  - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (6) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
  - (7) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

## 10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、18名であります。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、11番石尾委員から欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 6番鹿野委員、7番松木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（武田主任） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で10件、東旭川地区で6件、西神楽地区で1件の計17件、使用貸借権設定が、西神楽地区で1件の、あわせて18件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番ないし13番及び17番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- 番号14番ないし16番につきましては、譲受人の耕作地内の国有財産地を買い受ける案件です。
- 番号18番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
- 番号12番及び13番の譲受人である法人につきましては、形態要件、

事業要件，構成員要件，業務執行役員要件の全てを満たしており，農地所有適格法人であることを確認しております。

いずれも，別添の農地法第3条調査書のとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（松木 一幸） はい，7番松木です。

1番ないし10番について補足説明いたします。

番号1番ないし10番につきましては，売主が所有する農地を買主に売却する案件であり，権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため，問題ないと考えますので，よろしくお願いたします。

○委員（高倉 伸淳） はい，10番高倉です。

番号11番ないし16番について補足説明いたします。

番号11番ないし13番につきましては，売主が所有する農地を買主に売却する案件であり，権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため，問題ないと考えます。

番号14番ないし16番につきましては，買主の耕作地内の国有財産地を買い受ける案件です。

当該国有財産地については，隣接する土地と一体となって耕作されており，買主以外に権利を取得できる者がいないため，問題ないと考えますので，よろしくお願いたします。

○委員（平 克洋） はい，14番平です。

17番，18番について補足説明します。

番号17番につきましては，売主が所有する農地を買主に売却する案件です。

番号18番につきましては，貸主が経営移譲するため，後継者である借主に無償で貸し付ける案件です。

いずれの案件も，権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されるものと見込まれるため，問題ないと考えますので，よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 剛） それでは，所有権移転番号1番ないし17番及び使用貸借権設定番号18番について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任) 事務局。  
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。  
御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転は2件あり、地区ごとの件数といたしましては、東旭川地区が2件となっています。  
賃借権等設定は53件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が6件、永山地区が8件、江神地区が1件、西神楽地区が9件、東旭川地区が29件となっています。  
集積面積は、146.45ヘクタールでございます。  
それでは、内容について御説明いたします。  
所有権移転2件につきましては、すべて農地移動適正化あっせん事業による売買です。  
賃借権等設定53件の内訳につきましては、期間更新案件が28件、借主変更案件が17件、解約再設定案件が2件、新規賃貸借設定案件が6件となっております。  
これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(高倉 伸淳) はい、10番高倉です。  
番号1番及び2番について補足説明します。  
番号1番及び2番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、所有権移転番号1番ないし2番、賃借権等設定番号1番ない

し53番について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので，議案第2号について「異議なし」と認め，計画を決定いたします。

---

○議長(鈴木 剛) 続きまして，日程第3議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任) 事務局。

日程第3議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を御説明いたします。

本件は，農地中間管理事業により設定された利用権を移転する案件です。

今回御審議いただく案件の農地につきましては，平成27年4月30日に農地中間管理事業により利用権が設定されておりますが，現在の借受人が経営移譲することに伴い，借受予定者である後継者に利用権を移譲しようとするものであります。

賃借権設定期間の始期は，北海道知事の認可予定告示日である令和2年4月15日となっております。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(鹿野 直子) はい，6番鹿野です。

番号1番につきましては，経営移譲のため権利を移転するものであり，問題ないと考えますので，よろしく願いいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは，議案第3号について審議願います。  
御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので，議案第3号について，「異議なし」と認め，農用地利用配分計画案は適正であると決定いたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根主任） 事務局。  
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計15件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で4件、西神楽地区で4件、永山地区で1件、東旭川地区で6件となっております。  
届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。
- 
- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根主任） 事務局。  
日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計21件あり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で2件、永山地区で4件、東旭川地区で13件となっております。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長(鈴木 剛) 次に、日程第6報告第3号「あっせん候補者の登録について」を事務局から説明いたします。

○事務局(武田主任) 事務局。  
日程第6報告第3号「あっせん候補者の登録について」は、令和2年2月5日付けで永山地区で1件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

---

○議長(鈴木 剛) 次に、日程第7報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局(長根主任) 事務局。  
日程第7報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。  
本件について、報告書の提出があった法人は5法人です。  
この法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。  
これもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会  
を閉会いたします。